

和歌山県 資料提供
令和6年11月12日



根来山げんきの森の指定管理者候補者を選定しました

根来山げんきの森の令和7年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者を選定しましたのでお知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を経た後に行う予定です。

- ◆申請者：令和6年9月5日から同年9月27日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名称 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部
所在地 和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
代表者 理事長 赤阪 進

- ◆指定管理者候補者の名称：特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

※審査の概要については、別紙のとおり

(連絡先)

農林水産部 森林林業局
森林整備課 緑化推進班
担当：辰巳、中村(剛)
電話：073-441-2977
内線：2977

◆ 審査の概要

(1) 審査の方法

令和6年10月21日に開催された和歌山県植物公園緑花センター等指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

(2) 選定委員会の構成

役職	氏名	役職
委員長	湯崎 真梨子	和歌山大学食農総合研究教育センター 客員教授
副委員長	谷口 恵美	一般財団法人和歌山社会経済研究所 専務理事
委員	原見 知子	和歌山県女性林業研究グループ連絡協議会 会長
委員	山本 和生	税理士法人川邑・中合同会計事務所 税理士
委員	田邊 淳	一般社団法人日本旅行業協会関西支部 和歌山地区会 会長

(3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	特定非営利活動法人 根来山げんきの森倶楽部
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか。	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大限発揮	40	①施設運営の提案内容が、施設の設置目的に合致し、利用者の増加に資する具体的・現実的な内容となっているか。収支計画は適正か。	15	11.4
		②自主事業の提案内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか。収支計画は適正か。	15	11.4
		③利用者のニーズの把握に努めるとともに、利用者のサービス向上に繋がる内容となっているか。	5	3.8
		④施設等の広報や情報提供について、具体的かつ効果的な提案があるか。	5	3.4
		計	40	30
3 効率的な管理運営	20	①管理運営について、効率的、効果的かつ具体的な提案があるか。	5	4
		②経費の節減について具体的で現実的な提案があるか。	5	4
		③提案額の評価(自動計算)	10	10.00000
		計	20	18.00000
4 管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか。(仕様書に記載した業務要求水準)※施設毎に作成されるチェック表により履行が確保されるか確認し、履行が確保されない場合は失格	10	10
		②災害時・緊急時に適切な対応をとれる体制となっているか。	5	3.4
		③施設の運営管理及び自主事業を適正かつ安定的に行うための組織の基盤を有しているか。	5	4
		計	20	17.4
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。	6	6
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか。	3	-
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	-
		計	10	6
合計			100	81.40000

(4) 総評

特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

- (1) 限られた条件の中で、最大限の努力をしていることが、提案内容から分かる。
- (2) 危機管理体制や、注意喚起の内容について、レベルアップが求められる。
- (3) 実績があるからこそその改善の余地があるため、それを踏まえた上で管理運営を行うことが求められる。